京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センター
指定管理者募集要項

本市が設置している、京都市崇仁老人デイサービスセンター及び京都市下京東部地域包括支援センターについて、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定に基づき、当該施設（以下「指定施設」という。）の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

【注意事項】
介護保険制度の見直しに伴う法改正等により、本募集要項の中で示している指定施設の運営条件の一部（業務の概要、職員及び職員数、利用者負担金、指定管理者の収入等）が変更になることがありますので、あらかじめ御了承のうえ、御応募願います。

１　申請の資格

申請できる者は、各施設の関係法令に基づき運営資格を有した法人であり、指定施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する者とします。

⑴　当該公の施設の所管局等の長が代表者に就任している団体でないこと。

⑵　法人又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑶　代表者、役員又はその使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。

⑷　法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

⑸　法人又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から２年を経過しない者でないこと。

⑹　法人又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第２条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。

⑺　法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

・所得税又は法人税
・消費税
・本市の市民税及び固定資産税

・本市の水道料金及び下水道使用料

※　なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印又は署名があるもの）を提出してください。

⑻　法人又はその代表者又はその役員等が、介護保険法　（平成９年法律第１２３号）第７０条第２項、第７８条の２第４項及び第６項、第７９条第２項、第８６条第２項、第９４条第３項、第１０７条第３項、第１１５条の２第２項、第１１５条の１２第２項及び第４項、第１１５条の２２第２項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法第１０７条第３項に掲げる者でないこと。

⑼　法人又はその代表者又はその役員等が、京都市介護サービス事業者の指定等に係る審査手続に関する要綱第８条第１項第１号シに掲げる者でないこと。

２　選定の手順

令和７年９月３０日（火）～１０月３１日（金）	募集要項等の配布
	↓
９月３０日（火）～１０月１０日（金）	質疑の受付期間
	↓
１０月１４日（火）～１０月２４日（金）	質疑の回答
	↓
１０月２７日（月）～１０月３１日（金）	申請書類の受付期間
	↓
１１月上旬～１２月中旬	書類審査 及び プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査（※１）
	↓
１２月中旬～１月上旬	指定候補者（※２）の選定

※１　プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査は必要に応じて行います。

※２　公募により指定管理者の候補となる団体のことをいいます。

なお、申請者の評価が著しく低い場合や特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募等を行う場合があります。

３　申請手続

⑴　申請方法

次のとおり書類を提出してください。

ア　提出書類

「提出書類一覧」（別紙１）のとおり

イ　申請書類の受付期間

令和７年１０月２７日（月）から同年１０月３１日（金）まで

受付は午前９時から午後４時まで（土日祝日は除く。）

※　書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話のうえ御来庁ください。

ウ　受付場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地　京都市役所北庁舎４階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課

電話　０７５－２２２－３８００（直通）

エ　その他

受付期間後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。

また、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑵　質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

ア　質疑者の資格

本要項中「１　申請の資格」を満たす者とします。

イ　質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するか、電子メールで送信してください。	①　受付期間 令和７年９月３０日（火）～同年１０月１０日（金） 持参の場合は午前９時から午後５時まで（土日祝日は除く。）
	②　受付場所等 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８ 京都市役所北庁舎４階 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 電子メールアドレス kaigohoken@city.kyoto.lg.jp **＊上記期間以外は、質問を受け付けません。**

ウ　回答

回答は、令和７年１０月２４日（金）までに、質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します（着信確認の返信をすること）。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所において配布を行います。

⑶　平面図等の閲覧

質疑者の資格を満たす者は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の概要等が分かる平面図等を閲覧できます。ただし、平面図等は竣工時のものです。

※　事前に電話のうえ御来庁ください。

⑷　関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

⑸　申請書類の提出

提出する書類については、「提出書類一覧」（別紙１）を参照してください。なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑹　追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

⑺　ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施します。

⑻　申請者が運営する同種施設等の実地調査

申請者が他の同種施設等を運営する場合で、本市が必要と認める場合は、申請者が運営する同種施設等の実地調査を行います。

⑼　著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合があり、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできません。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑽　費用の負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

⑾　資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

⑿　留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

4　指定候補者の選定等

⑴　指定候補者の選定方法

指定候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が指定候補者として選定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

ア　「審査項目及び審査基準」（別紙２）に基づき、各審査項目について０点から２点までの３段階評価を行い、各審査項目の評価点（０点～２点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（１～２）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

イ　申請団体が本市からの派遣職員による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体の場合は、その他の団体とのイコール・フッティングを確保するために、審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、当該支援相当額の調整を図ります。

ウ　必要に応じて、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施し、評価点を補正します。

エ　市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体には、加点を行います。

オ　これらの得点の計（１００点満点換算）をもって、申請者の総得点とします。

⑵　審査結果

指定候補者の選定は、令和７年１２月中旬～令和８年１月上旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

⑶　指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び指定候補者の総得点等について公表します。

⑷　仮協定書の締結

指定候補者を選定した後に、詳細について仮の協定書を取り交わすこととします。

⑸　市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が

指定施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しませんので御了承ください。

⑹　労働関係法令遵守状況報告書の提出

本件の指定管理者（受託者）となった場合、指定管理協定（契約）締結後、京都市公契約基本条例第１２条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります（同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください）。

⑺　業務の引継ぎ等

新たな指定管理者は、指定後、速やかに現在の指定管理者と協議し、指定開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定開始日までに利用者サービス等の業務の引継ぎ、引き継ぐ物品等の確認、その他必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

なお、新たな指定管理者が将来指定期間満了等により後任の指定管理者に業務を引き継ぐこととなった場合は、当該後任の指定管理者決定後、速やかに業務及び備品等の引継ぎを開始し、後任の指定管理者が行う準備行為にも協力するなど、指定管理者の変更に際し、施設の管理業務に支障が生じないよう努めるものとします。

５　運営に係る基本事項

⑴　物品の貸与等

京都市公有財産及び物品条例第１２条の規定に基づき、本市が現在の指定管理者に無償で貸与している物品については、引き続き新たな指定管理者に無償で貸与します。その他、事業の実施に必要な物品については、指定管理者が準備することとします。

⑵　本施設の修繕

施設全体に係る大規模修繕（施設の躯体部分や空調等）については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担を基本としますが、その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

なお、本市による修繕については、予算の範囲内により行うこととします。

⑶　その他

ア　次に該当する場合、地方自治法第２４４条の２第１１項に基づき、必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う場合があります。

(ｱ)　指定管理者が排除条例第２条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

(ｲ)　施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

(ｳ)　指定に関し不正の行為があった場合

(ｴ)　法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

(ｵ)　法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

(ｶ)　その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

イ　公の施設の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により、指定管理者の再指定を行う場合があります。

ウ　本市が施設の供用を休廃止するなどの理由により、指定期間の変更（短縮）等を行う場合があります。

６　基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

７　施設の概要

⑴　施設の概要

ア　名称　　京都市崇仁老人デイサービスセンター
　　京都市下京東部地域包括支援センター

イ　所在地　　京都市下京区上之町９番地の３

ウ　建物概要

構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上３階
延床面積	約２，１００平方メートル

エ　開設年月　平成２０年４月

オ　現行の休所日

（ア）　老人デイサービスセンター　日曜日並びに年始及び１２月３１日

（イ）　地域包括支援センター　　日曜日及び土曜日並びに年始及び年末

カ　現行の開所時間

（ア）　老人デイサービスセンター　午前９時から午後５時まで

（イ）　地域包括支援センター　　午前９時から午後５時まで

キ　施設面積

約６４０平方メートル（１階の一部及び２階の一部）

ク　主な施設内容

機能訓練室、厨房、食堂、浴室（一般浴槽、個浴、特殊浴槽）、相談室、会議室、研修室

ケ　その他

指定施設は、下京いきいき市民活動センター等との複合施設です。

⑵　令和６年度収支状況

ア　京都市崇仁老人デイサービスセンター

（単位：円）

収入状況		支出状況	
介護収入	71,429,628	人件費	57,891,266
利用料収入	4,656,942	事業費	8,194,869
補助金収入	547,278	委託費	6,332,153
雑収入	3,470	少額修繕費	100,417
その他	113,095	その他	7,360,537
合計	76,750,413	支出計	79,879,242

イ　京都市下京東部地域包括支援センター

（単位：円）

収入状況		支出状況	
委託料	21,440,200	人件費	18,915,169
介護報酬等	7,091,764	管理費	1,253,745
その他	415,516	委託費	998,015
収入計	28,947,480	支出計	21,166,929

８　老人デイサービスセンターの業務の概要及び運営に係る基本事項

⑴　業務の概要

関係法令を遵守のうえ、「京都市民長寿すこやかプラン」に沿って、次に掲げる事業を実施していただきます。

ア　京都市老人デイサービスセンター条例第２条に規定する事業

※　生活保護法の規定に基づく指定介護機関となっていただきます。

イ　施設、付属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務

ウ　建築基準法第１２条に基づく点検業務（設備に係る部分）

エ　指定管理者による企画提案業務のうち本市が認める事業

オ　その他京都市が必要と認める業務

⑵　開所日

毎週月曜日から土曜日までの６日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までを除く。）を標準としますが、指定管理者からの申出があった場合は、市長の承認を得たうえで別に開所日を設け

ることができます。

⑶　開所時間

午前９時から午後５時までの８時間を標準としますが、指定管理者からの提案があった場合は、市長の承認を得たうえで、開所時間を延長することができます。

⑷　定員数

老人デイサービスセンターの定員は、３５人を標準とします。

⑸　職員及び職員数

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年１月９日京都市条例第３９号)」の規定以上を配置してください。

⑹　利用者負担金

ア　利用料金

介護保険の自己負担分とします。

イ　実費

おむつ代等の実費とします。

⑺　指定管理者の収入

介護保険の保険給付として行う事業については、介護報酬及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

老人福祉法第１０条の４第１項第２号に掲げる措置が必要であると認められる方や、生活保護法第１５条の２第１項に規定する介護扶助を受けている方、その他京都市が独自に行う事業の対象者に対して行う事業については、別に定める基準に基づき支払う措置費等及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

⑻　本市への納付金の納付

指定管理者には、指定期間中の各年度において、建物の減価償却費相当分として本市が定める金額を納付していただきます。

各年度の納付金額は概ね次のとおりとしますが、正確な納付金額や納付方法等の手続については、本市と指定管理者の間で締結する協定により定めることとします。

【各年度の納付金額（見込み)】　　１，７２０，０００円（消費税込）

⑼　消費税及び事業所税

消費税及び事業所税は非課税です。

９　地域包括支援センターの業務の概要及び運営に係る基本事項

⑴　業務の概要

関係法令及び京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱（別紙３）を遵守のうえ、「京都市民長寿すこやかプラン」に沿って、次に掲げる事業を実施していただきます。

ア　京都市老人介護支援センター条例第２条第１項に規定する事業に係る業務（介護保険法第２８条第５項、同法第２９条第２項、同法第３３条第４項及び同法第３３条

の２第２項の規定により、市町村から受託する認定調査業務を含む。）

※　生活保護法の規定に基づく指定介護機関となっていただきます。

イ　施設、附属備品及び物品の保守及び安全等に係る業務

ウ　建築基準法第１２条に基づく点検業務（設備に係る部分）

エ　その他京都市が必要と認める業務

⑵　開所日

毎週月曜日から金曜日までの５日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までを除く。）とします。

⑶　開所時間

午前９時から午後５時までの８時間とします。

⑷　利用者の緊急時における２４時間体制の確保

地域包括支援センターは、利用者の緊急時において２４時間体制で対応できるよう連絡体制を確保してください。

⑸　職員及び職員数

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３７号)、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成２５年１月９日京都市条例第３９号）及び京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱の規定に基づきを配置してください。

⑹　指定管理者の収入

地域包括支援センターとして行う事業（介護予防支援事業を除く。）については、京都市が支弁する委託料（高齢者人口等により定まる職員体制に応じた基本委託料など）を指定管理者の収入とします。

また、介護保険の保険給付として行う事業については、介護報酬を指定管理者の収入とします。

⑺　本指定管理者への委託費

指定期間内の１年度当たりの委託費は概ね以下のとおりとします。

	委託料（※）
京都市下京東部地域包括支援センター	21,406,000 円

※　令和７年度当初の委託契約額ベース

なお、委託業務が、誠実に実施される見込みのない場合等のほか、京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱に定める職員配置を配置できていない場合や、指定介護予防支援等の担当件数が本市の定める上限を超過した場合は、委託料の返還を求めることがあります。

⑻　消費税及び事業所税

事業所税は非課税です。消費税は原則非課税ですが、指定介護予防支援の一部を委託

する場合の指定居宅支援事業者への委託料など、一部の業務は消費税の課税対象となります。

１０　老人デイサービスセンター及び地域包括支援センターの運営に係る特記事項

⑴　合築施設である「京都市下京いきいき市民活動センター」との光熱費等の支払いに関する合意事項に基づき、適切な処理をしてください。

⑵　新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている処遇水準の維持に努めるものとします。

⑶　指定管理者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的扱いの禁止及び合理的配慮の提供などに関して、同法第１１条の規定により主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）を遵守するとともに、本市が策定した「障害を理由とする差別の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、適切に対応してください。

１１　指定期間

今回の指定期間は、令和８年４月１日から令和１４年３月３１日までの６年間とします。ただし、事業方針の変更等により、指定管理期間を短縮する場合があります。

１２　問い合わせ先

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

〒６０４－８５７１

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地　京都市役所北庁舎４階

電　話　０７５－２２２－３８００

ＦＡＸ　０７５－２１３－５８０１

電子メールアドレス　kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

担当　　老人デイサービスセンター：植田

　　地域包括支援センター　　：牧